

山鹿市公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。

令和7年9月19日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市公共工事請負契約約款の一部を改正する約款

山鹿市公共工事請負契約約款（平成17年山鹿市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第37条に次のただし書を加える。

ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

第44条第2号中「工事の」を「工事に」に改める。

第45条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（発注者の催告によらない解除権）」を付する。

第46条に見出しとして「（談合その他不正行為による発注者の解除権）」を付する。

第53条第6項中「第44条第9号」を「第45条第9号」に改める。

第59条第1項中「整わなかった」を「調わなかった」に改める。

附 則

この約款は、令和7年9月19日から施行する。